

## 週休2日適用工事 実施要領

### (主旨)

第1 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正に伴い示された、公共工事の品質確保のための担い手の育成・確保を図るための取組の一つとして、受注企業の現場代理人及び主任技術者・監理技術者（以下「技術者等」）と工事現場の労働者を週に2日間休日とし、同時に工事現場を閉所とすることにより、企業や入職予定者を含む労働者に対して、労働環境の改善に取り組む意識を促進させるとともに、建設業の完全週休2日普及に向けて「週休2日適用工事」（以下「適用工事」という。）の実施にあたり必要となる事項を定める。

### 2 週休2日

① 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

### 3 4週8休

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

### (入札公告、特記仕様書への明示)

第2 発注機関の長は、適用工事を実施する場合は、入札公告及び特記仕様書において「適用工事」であることを明示する。

2 発注機関の長は、前項の規定によらず発注した工事において、契約後、受注者から工事着手日までに週休2日現場閉所を実施する旨の協議がなされた場合は、本要領を適用することができる。

### (対象工事)

第3 原則として、山梨県県土整備部が発注する全ての工事を対象とする。

2 以下のいずれかに該当する工事は、適用工事の対象外とすることができる。

(1) 災害復旧工事のうち、緊急を要する工事

(2) 工事内容、現場条件等適切に判断して、適用できない明確な理由がある工事

### (週休2日の取組内容)

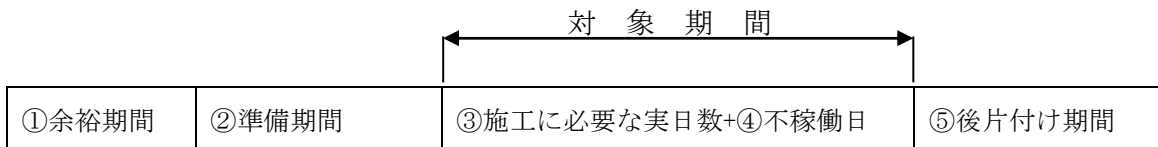
第4 適用工事の受注者（以下「受注者」という。）は、現場施工に着手した日から現場が完了する日までの間（ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者からあらかじめ対象外としている

内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は除く。）、受注企業の技術者等及び下請企業を含む工事現場の労働者を週に2日間、一斉に休日とすることに努めるとともに、労働環境にも配慮する。

- 2 受注者は、前項で定めた休日において、事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態（以下「現場閉所」という。）とし、週休2日現場閉所（計画・実績）書（参考様式-1）等に現場閉所日を示し、施工計画書により発注者に提出する。なお、この現場閉所日は原則として土曜日及び日曜日とするが、受注者の意向により別の日に定めることもできる。
- 3 受注者は、対象期間中、作業状況や天候等で現場閉所日を変更する場合は、振替休日等を設定し、事前に発注者に連絡する。

〈対象期間とは〉

- ・工期全体から「準備期間と片付け期間を除く期間」を対象期間とする。



【②準備期間】とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。

【⑤後片付け期間】とは、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

※「土木工事における適切な工期設定の考え方」より

- 4 受注者は、最終の現場閉所後速やかに「適用工事」の取組実績について、第2項の（参考様式-1）等及び週休2日現場閉所実績集計表（参考様式-2）等に週休2日の実施方法を（通期又は月単位で）記載して発注者に提出し、確認を受けるものとする。
- 5 受注者の責によらず工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「建設工事標準請負契約約款」第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。また、発注者は受注者から工期の延長変更の請求があった場合は、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき、適切に対応するものとする。

（周辺住民への周知）

第5 受注者は、工事現場の公衆の見やすいところに、週休2日適用工事であることを記載した掲示をする（A3版程度）。

（工事成績評定）

第6 発注者は、第4で定める受注者の取組に対し、別表「適用工事の取組に対する考査項目」により評価する。

- 2 週休2日適用工事では、第4で定める取組内容が4週8休未満である場合は、3点を減ずる。

（費用の計上について）

第7 費用の計上については、県土整備部長が別に定める取り扱いによる。

## 附 則

この要領は、平成28年6月1日から適用する。

この要領は、令和元年12月1日から適用する。

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年10月1日から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

この要領は、令和6年5月1日から適用する。

## 別表「適用工事の取組に対する考査項目」

「適用工事」実施要領 第6にいう具体的な評価方法については、次のとおりとする。

### 1. 成績評定への加点

表 成績評定への加点

達成率 評定者	成績評定 考査項目別運用表	28.5%以上 (4週8休以上) 達成	25%以上28.5%未満 (4週7休以上 4週8休未満) 達成	21.4%以上25%未満 (4週6休以上 4週7休未満) 達成
一次評定者	別紙-1② 考査項目 2. 施工状況 細 別 II. 工程管理 ●評価対象項目 ・現場閉所による4週8休以上のみ下記を評価 <input type="checkbox"/> 施工計画書に定められた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。 ※細別内の他の評価対象項目と合わせ評価値は総合的に計算されることとなる。	(レ点1箇所)	-	-
	※「月単位の週休2日を達成した工事」の成績評定への加点 別紙-1⑧ 考査項目 8. 創意工夫 細 別 I. 創意工夫 <input type="checkbox"/> その他 理由欄に(月単位の週休2日を達成しているため)と記載。	(レ点1箇所)	-	-
二次評定者	別紙-2① 考査項目 2. 施工状況 細 別 II. 工程管理 ●評価対象項目 ・週休2日の確保は、下記の2事項両方で評価する。 <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 <input type="checkbox"/> その他 理由欄に(施工計画に定められた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取り組みを実施した)と記載。  ●判定基準 評価対象項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 ※細別内の他の評価対象項目と合わせ評価値は総合的に計算されることとなる。	(レ点2箇所)	-	-
評定点合計		0.0~2.4	-	-

#### ※1 達成率

(達成率%) = (現場閉所日数) / (対象期間※)

※ 対象期間とは、「適用工事」実施要領 第4第3項による。

ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者からあらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は除く。

#### 2 成績評定への減点 (二次評定者)

成績評定、考査項目別運用表 考査項目 7. 法令遵守等

法令遵守の該当項目一覧表 8. その他

理由欄に「週休2日未達成のため」と記載し、3点減ずる。

## ○週休2日の確保

現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保の評価は、週休2日を標準としたことから、下記において加点評価を行う。

ただし、工事完成時に現場閉所による週休2日（4週8休以上）が受注者の責により確保出来ない場合は、実施状況に応じ、「審査項目別運用表 別紙-2④ 7. 法令遵守等 8. その他」理由欄に週休2日制未達成のためと記載し、3点減ずる措置を行う。

## 1次評定者

(審査項目別運用表 別紙-1② 2. 施工状況 II. 工程管理)

- ・評価する週休2日を、現場閉所による4週8休以上と定義する。
- ・週休2日の確保は、下記1事項のみで評価する。

施工計画書に定めた休日予定のとおり休日の確保を行っている。

(審査項目別運用表 別紙-1⑧ 5. 創意工夫 I. 創意工夫 その他)

- ・さらに、月単位の週休2日（全ての月において4週8休以上の現場閉所）を達成した工事については、加点評価するものとする。

## 【その他】

その他 [理由: 月単位の週休2日を達成したため]

## 2次評定者

(審査項目別運用表 別紙-2① 2. 施工状況 II. 工程管理)

- ・週休2日の確保は、下記2事項両方で評価する。

工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。

その他: 理由に下記を記載して評価する。

[理由: 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。]

- ・他の模範となるような取組とは、工程管理に係るデジタルツールやシステム活用などによるインフラDXの取組、社員教育及びPR活動等をいう。
- ・また、工事成績評定入力システムの改良は行わず、当面、【その他】において評価項目を入力し、評価するものとする。

## 「施工プロセス」のチェックリスト 別紙-5④ 審査項目2. 施工状況

細別II. 工程管理 確認項目○工程管理)

- ・月ごとの週休2日の達成状況を確認するため、施工プロセスチェックリストにおいて、施工中に適宜施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行った記録が整理されているかチェックする。
- ・また、工事成績評定入力システムの改良は行わず、当面、エクセル表のチェックの目安を修正し、評価するものとする。

## 現行

- ・現場の休日の確保を行った記録が整理されている。

→ 修正して評価

- ・現場の休日の確保及び週休2日を達成した記録が整理されている。

○工程管理

チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期				備考	
	着手前	施工中				完成時
・現場の休日の確保及び週休2日を達成した記録が整理されている。(施工時適宜)		( / )	( / )	( / )	( / )	月単位の週休2日の達成状況を確認。 R6.4 から適用
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	



## 週休2日 現場閉所実績集計表

契約番号：〇〇-24-××××

工事名：国道△△号道路改良工事

受注者：(株) ●●建設

工期：令和□年□月□日 ~ 令和◇年◇月◇日

年月	対象日数	出勤日数	未出勤日数	現場閉所割合	達成状況
計画					
R6.4					
R6.5					
R6.6					
R6.7					
R6.8					
R6.9					
R6.10					
R6.11					
R6.12					
R7.1					
R7.2					
R7.3					
合計					

**【達成状況】**

現場閉所割合：28.5%以上

→ 4週8休以上





## 週休2日 現場閉所実績集計表

【記入例】

契約番号：〇〇-24-××××

工事名：国道△△号道路改良工事

受注者：(株)●●建設

工期：令和□年□月□日 ~ 令和◇年◇月◇日

年月	対象日数	出勤日数	未出勤日数	現場閉所割合	達成状況
計画	108	75	33	30.6%	4週8休以上
R6.4	23	16	7	30.4%	4週8休以上
R6.5	31	21	10	32.3%	4週8休以上
R6.6	30	20	10	33.3%	4週8休以上
R6.7	24	18	6	25.0%	4週8休以上（土・日休みのため）
R6.8	0	0	0	—	—
R6.9	0	0	0	曆上の土曜日・日曜日の合計日数以上を閉所しているので手打ちで修正する。	—
R6.10	0	0	0		—
R6.11	0	0	0		—
R6.12	0	0	0		—
R7.1	0	0	0	—	—
R7.2	0	0	0	—	—
R7.3	0	0	0	—	—
合計	108	75	33	30.6%	4週8休以上

※表は自動入力のため入力不要

## 【達成状況】

現場閉所割合：28.5%以上

→ 4週8休以上

## 週休 2 日適用工事における Q & A

- Q 1 交通管理者との協議の結果、週休2日が確保できない場合は評価できないか。
- A 1 受注者の責によらず作業を余儀なくされる場合は、その期間を週休2日の対象から外して判断する。
- Q 2 月単位の週休2日の場合に、1か月でも達成できなければ月単位の週休2日として認めないか。
- A 2 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいうため、認められない。
- Q 3 暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、4週8休扱いにならないのか。
- A 3 その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。工期のはじめ月や終わり月についても同様。

イメージ：

①  $8 \div 31 = 25.8\%$  となり、28.5%を下回るが達成しているものとみなす。

4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす

②③ 21日着手や11日完成の場合、

$2 \div 11 = 18.2\%$  となり、28.5%を下回るが達成しているものとみなす。

①							②							③						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
30	1	2	3	4	5	6	30	1	2	3	4	5	6	30	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13
																		完成		
14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27
							着手													
28	29	30	31	1	2	3	28	29	30	31	1	2	3	28	29	30	31	1	2	3

- Q 4 現場閉所とは
- A 4 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。